

インターネット上における分散型ファイル 交換ソフト提供者の著作権侵害責任

—グロクスター事件米連邦最高裁判決の射程距離—

Indirect Copyright Infringement for Providing Decentralized
File Sharing Software on the Internet: Effective Range of
Federal Supreme Court's Decision of MGM v. Grokster

山口 裕博

桐蔭横浜大学法学部

2005年9月15日 受理

1. はじめに
2. グロクスター事件連邦最高裁判決の概要
3. ソニー・ベータマックス事件判決の拘束力
4. 著作権保護法制への影響
5. まとめに代えて

1. はじめに

2005年6月27日、米連邦最高裁判所は全員一致で、インターネット上におけるファイル交換に基因する著作権侵害問題を争点とするグロクスター事件につき、直接的な著作権侵害行為者だけでなく、ファイル交換を可能とするソフト提供者が著作権侵害責任を負う旨判示し、原審判決を破棄して原審に差し戻すことにより、近時における著作権法領域における最大の懸案課題に一応の終止符を打った⁽¹⁾。同事件においては、連邦地方裁判所ならびに連邦控訴裁判所は、ファイル交換ソフト提供者の著作権侵害責任を否定する判決を下しており、連邦最高裁判所においては著作権者側の勝訴判決とはならないとしても、下級審判決に賛同する意見を表明する裁判官がいるものとの事前の予想をうち砕く判決内容であった⁽²⁾。

しかしながら、連邦最高裁判所の判決について、ファイル交換ソフト提供者が著作権侵害責任を負うとの結論を無限定のままで受け入れることはできるものではないことは明らかである。なぜならば、インターネット上において活用されるファイル交換用の技術開発は瞠目すべき速度で進んでおり、それがもたらす社会的利益は否定することができないからである⁽³⁾。さらに、連邦最高裁において最大の争点となったのは、ファイル交換ソフト提供者が二次的に著作権侵害責任を負うか否かの判断基準は何かであり、各裁判官はこの点に関する上告人側の主張をそのまま受け入れている訳でないからである。

一方において著作権侵害問題を引き起こす危惧を抱えている技術開発について、法秩序への整合性を確保することが重要であるとの認識を前提にすると、グロクスター事件において米連邦最高裁判所の下した判決がインターネット上のファイル交換技術の開発行為にどのような影響を及ぼすのかが明らかにされなければならない。

本稿では、先例であるソニー・ベータマックス事件連邦最高裁判決⁽⁴⁾について、グロクスター事件の連邦下級審と連邦最高裁判所

とにおいて異なった先例解釈がなされた理由を明らかにするとともに、同判決の有する拘束力を検討し、さらにはグロクスター事件連邦最高裁判決が将来において著作権保護法制に対して及ぼす影響について考察しようとするものである。

2. グロクスター事件連邦最高裁判決の概要

グロクスター事件において連邦最高裁判所は、被上告人であるファイル交換ソフト提供者の著作権侵害責任を肯定したが、その根拠は何であろうか。同裁判所は、本件で争点となっているファイル交換の技術が違法であるかを問題としたのではなく、同ソフトを提供した会社がいかなる行動をしたのか、および技術を違法に使用したのかに焦点をあてている。法廷意見を書いたスーター (Souter) 判事は、被上告人側の違法な意思は「疑う余地がない」⁽⁶⁾として、「われわれは以下のように判示する。すなわち、ある製品を販売する者が、明白な意思の表明もしくは著作権侵害を育むために取られた積極的な手段によって示される、著作権を侵害する使用を促す目的を有している場合には、結果として生じた第三者による侵害行為に責任を負う」⁽⁶⁾とする。

スーター判事は、被上告人であるソフト提供者側は、「無料のソフトウェアの配付を開始した時から、受領者は著作権の付された物のダウンロードに使用する目的を公言し、各社は侵害行為を促進する積極的な手段を取ったことを示す証拠が記録上多数存在している」⁽⁷⁾とし、当該ソフトを提供する際に、ナプスターの後継であることを標榜し、ナプスター利用者を取り込むことを画策したことを指摘している⁽⁸⁾。

さらに、「普及促進、マーケティング、および販売促進する意図を表明する証拠に加えて、(被上告人ら) が用いたビジネスモデルから、その主たる目的は、彼らのソフトウェアを著作物のダウンロードに使用することで

あることが確認できる。・・・(被上告人らは) ユーザーから何ら収入を得ていないが、・・・代わりに両社は広告スペースを販売することで収入を得ることを考え出し、(両社の) ユーザーが当該プログラムを使用している間に広告を流している。・・・最後に、いずれの会社も、著作物をユーザーのダウンロードからふるい出すこと、あるいは著作権で保護されたファイルの交換を妨げる他の方法を行う努力をしたという証拠はなんら存在しない」⁽⁹⁾とする。

連邦最高裁は、本件において適用されるべき法準則を次のように整理する。

「ソニー・ベータマックス事件判決が、特許法の汎用商品法理を著作権の避難港ルールのモデルとして採用したのと同じ理由で、誘因ルールもまた、著作権にとって賢明なものである。われわれは本件において同ルールを採用し、ある仕組み流布する者が著作権を侵害するためにそれを使用することを促進する目的を有している場合には、明白な表明もしくは侵害行為を奨励するために取られる積極的な手段によって示されるように、その者は第三者の侵害行為によって生じたことに責任を負わなければならない」⁽¹⁰⁾。

連邦最高裁は、誘因となる可能性のあるものについては限界が画される必要があるとする。

「われわれは、当然のこととして、通常の取引を掘で囲うこと、もしくは合法・非合法の可能性のある技術発展に水を差すことを慎むことの必要性を忘れてはいない。したがって、VCRのメーカーがその製品自体は(著作権)侵害のために用いられる可能性があることを知っていたにもかかわらず、ソニー・ベータマックス事件判決が意図的な誘因を認定しなかったことに見られるように、・・・侵害の可能性もしくは現実的な侵害使用に関する知識があるというだけでは、本件において(交換ソフト)提供者に責任を課すのには十分ではないであろう。製品販売に付随する通常の行為、たとえば顧客に技術的サポート

を提供すること、製品を最新のものとすることは、それ自体責任を支持するものではない。これに対して、誘因の法準則が責任の前提とするのは、意図的、非難されるべき表現と行為であって、かくして合法的取引をなすもの、もしくは合法的目的を有する改良を阻止するものは何ら問題としないのである⁽¹¹⁾。

被上告人側の行為で本件において誘因と認定されるに至ったものは次のものである。

「意思に関する本件の証拠のうち、三点が特に注目される。第一に、各会社はそれぞれ、著作権侵害に対する周知の需要源、すなわちナプスターの利用者から成る市場を満足させる意図を有していたことを明らかにしていた。・・・

第二に、違法な目的に関する本件証拠は重要性を増しているのであり、その原因は、いずれの会社も濾過する手段、または自社のソフトを用いた侵害活動を減少させる他の装置を開発しようとはしていなかったことを、MGM が立証しているからである。・・・

第三に、非合法的な目的に関する直接的証拠を補完するものもある。ストリームキャストとグロクスターは、広告スペースの販売、および同社のソフトを使用するコンピュータの画面に広告を出すことにより、儲けていることを想起することは有益である。証拠が示すように、当該ソフトの使用頻度が増せば、より多くの広告が流され、広告収入は増えることになる。ソフトの使用がその配付者の利益を決定するため、それらの事業体が抱えている営利追及の観念は大量使用に起因しており、訴訟記録によれば使用自体が侵害行為である⁽¹²⁾。

スーター判事は、下級審においても、被上告人が当該製品をどの様にして市場に出したのか、彼らが侵害使用を減少する利用可能な手段を容易に取ることができたのかとする要因を検討することにより、当該ファイル交換サービスに著作権侵害責任を問うことはできたとし、「あらゆる誘因の要素においてMGM に有利な根拠のある証拠が存在する」⁽¹³⁾

と述べている。

3. ソニー・ベータマックス事件判決の拘束力

本件において、第一審と控訴審は、ソニー・ベータマックス事件判決が先例であるとし、それを適用して結論を導き出しているが⁽¹⁴⁾、スーター判事は、控訴審判決においてソニー・ベータマックス事件判決の適用を誤ったとし⁽¹⁵⁾、次のように述べる。

「ソニーが著作権を侵害する録画をもたらず目的を表明したとか、または違法な録画からの利益を増すための積極的な手段を取ったということを示す証拠は何もない。・・・なるほどソニーの広告は消費者に『お気に入りのショーを録画する』か、録画されたプログラムの『ライブラリーを構築するために』当該VCRの購入を促してはいたが、・・・これらの使用法はいずれも必然的に著作権侵害に該当するものではなかった」⁽¹⁶⁾。

スーター判事は、同事件判決において明らかにされた法準則は次のようなものであるとする。

「ソニー・ベータマックス事件判決は、実質的な合法使用の可能性があり、実際には侵害行為に使用されることを販売者側が認識している製品の設計もしくは販売のみに起因する、(著作権)侵害行為を惹起させる意思の推定もしくは帰責に基礎を置く二次的責任を阻止した」⁽¹⁷⁾とする。

控訴審において、この法準則を解釈するにあたり、当該ソフトを使用して音楽著作物を配付することを認め、著作権を主張せず著作物の配付を行う者がいるほか、著作権の保護期間の徒過した文学作品や映画などを交換するためにも用いられているとの証拠上の事実は、実質的な非侵害的使用を満たすものであるとしていた。

ソニー・ベータマックス事件において連邦最高裁は、連邦著作権法には存在しない連邦特許法の汎用商品条項を類推適用して、フェ

ア・ユースの一場面としてVCRの製造販売主の著作権侵害責任を免責する旨の判決を下している。そこにおいて根拠にしたのが、著作権者の権利保護と技術開発の調和を計ることを要求する連邦憲法の著作権条項である。

本件判決において、ソニー・ベータマックス事件判決がインターネット社会において拘束力を有するものであることを改めて確認することになったが、ソニー・ベータマックス事件判決が区別されるのか、同判決から引き出される先例は修正されるべきかについては、裁判官の意見が分かれている。ゲインズバーグ (Ginsburg) 判事は、ケネディ (Kennedy) 判事とレンキスト (Rehnquist) 長官の賛同を得て、非侵害使用に関する不十分証拠に基づいているとして、「本件は明らかにソニー・ベータマックス事件とは異なる」⁽¹⁸⁾とする。ブレイヤー (Breyer) 判事は、ステーブエン (Stevens) 判事とオコナー (O'Connor) 判事とともに、この点について次のように述べる。すなわち、ソニー・ベータマックス事件判決を修正する必要があるとするは未だ立証されていないが、その主たる理由は、「合法的に交換されたファイルの本質は、現在の合法的使用の量はソニー・ベータマックス事件で争われているそれにほぼ近いと推測することが相当である、というものである」⁽¹⁹⁾としている。

ゲインズバーグ判事とブレイヤー判事は、グロクスターが顧客に製品を違法に使用するように誘ったという、狭い理由で判決に同意することを表明しているのであり、誘因の証拠が存在しなかった場合にグロクスター側が著作権侵害責任を負担するかについては異なった結論を導き出すことになる。ゲインズバーグ判事の見解からはソニー・ベータマックス事件判決のもとで著作権侵害責任を負うとする答えが導き出され、ブレイヤー判事の見解からは著作権侵害責任は否定されることになる。

連邦最高裁判事の意見は、ソニー・ベータマックス事件判決の拡大または縮小を主張す

ることで分かれてはいるが、全体としては同判決中の先例を見直すことを選ばなかったのであり、争点確認のために必要な範囲でソニー・ベータマックス事件判決を検討しているに過ぎない。このことから本件判決中において、ソニー・ベータマックス事件判決に関しては三つの見解、すなわち (a) 拡大解釈、(b) 縮小解釈、(c) 現状維持、の三つのグループが併存していることになる。

本件判決は、下級審判決とは異なり、ソニー・ベータマックス事件が先例として拘束力を有するかに関しては直接的な答えを示すことは行っていない。むしろそのために、製品配布の態様を問題にしていることから、新技術の開発行為の面においては許容される余地が多く認められることになり、新技術の開発と著作権の保護との調和を求める連邦憲法における著作権条項の精神を巧みに実現していると評価することもできるが、より明確な判断基準が示されることが必要であることはいうまでもないところである⁽²⁰⁾。

4. 著作権保護法制への影響

本件判決が将来的にいかなる影響を及ぼすことになるかは、法廷意見がソニー・ベータマックス事件判決についての直接的な判断を回避したことから明確に予測することは困難ではあるが、いくつかの点において判断材料は提示されている。次にそれについて見ていくことにする。

連邦最高裁判所の判決は全員一致であったが、口頭弁論における裁判官の見解は、新技術の保護を主張するグループと著作権侵害に対する法的救済の必要性を主張するグループに分かれていた。スカリヤ判事の見解では、発明者は、市場に新技術を投入すると直ちに訴訟に晒される脅威を受けるので、それを思い止まることになるとする⁽²¹⁾。スター裁判官は、原告が主張する法解釈が、コピー機または iPod のような機器にどのような影響を及ぼすかについて問題提起を行った。音楽業

界の主張によれば、iPodはグロクスターに比べて相当数かつ合法的な商的使用があるとするが、これに対して、スーター裁判官は、「私はまた、CDを買わずに音楽を自分のiPodに取り入れること、すなわち私が行おうとしていることがどうなるかを十二分に理解している」⁽²²⁾とする。

一方、連邦最高裁判所の裁判官たちは、積極的に侵害行為を誘って営利を手中に収めるビジネスモデルが著作権侵害責任を免れるとする、グロクスター側の判決予測には当惑していたように思われる。

グロクスターの主張するところによれば、第9巡回区連邦控訴裁判所の判決を認容しても、P2Pソフトを将来において使用させない差止命令を阻止するだけで、その間上告人側は、依然として過去の違法行為について連邦地方裁判所において損害賠償を請求することは可能であるとした。しかしながら、多くの裁判官は、グロクスターが継続することは以前の行為の結果とは分離可能であるとするには懐疑的であった。

ブレイヤー判事は、この点について次のように述べる。

「また、ソニー・ベータマックス事件は、正式審理を生じる記録を考察したが、サマリー・ジャッジメントの訴状においてMGMが主張した事実では、本件の正式審理後の結果が異なったものとなることを信じるに至るようなものは何ら存在していない。下級審も同一の結論に達した。もちろん、グロクスター自体は、こうした他の非侵害使用を開発しようとは望まなかったかもしれない。しかし、ソニー・ベータマックス事件の判断基準が保護しようとするのはこの現世のグロクスターではなく・・・、より一般的に技術開発である。したがって、この点におけるグロクスターの願望は的はずれである」⁽²³⁾。

ブレイヤー判事は同意意見において、技術開発の政策面においてソニー・ベータマックス事件判決の有する合理性を更に確認する理由を示している。同判事は、同事件判決を修

正すること、もしくは厳格解釈の必要性があるかに答えを出すためには、三つの問題点について答えを示さなければならないとする。すなわち、(1) ソニー・ベータマックス事件判決は、新技術を保護する機能を果たしてきているか、(2) 修正もしくは厳格解釈は新技術保護の程度を著しく弱めることになるのか、(3) 積極的に著作権を保護する方が技術関連の損失よりも優先するのだからである。

ブレイヤー判事は、第一の質問には容易に答えを出すことができ、「ソニー・ベータマックス事件判決の法準則は、企業家に対して、価値ある新技術を市場に送り出した時には著作権責任から保護されることになるという必要な保障を提供してきている」⁽²⁴⁾とし、その理由を次のように示す。

① 同判決の法準則における明確性。

すなわち、「その明確さゆえに、相当程度に非侵害的使用の可能性のある新製品を開発する者は、事前に、製品を販売しても巨額の金銭的責任を生み出すことはないことを知ることが許されるのである。同時に明確であることで、企業家は著作権侵害以外の現実的機能を有さないか、もしくは著作権侵害に特化された製品を販売することを行わないようにするのであり、本日本件判決が補強した（著作権者に法的兵器庫に一つの武器を加えることにより）抑止力を手助けするのである」⁽²⁵⁾。

② 同判決の法準則における、強力な技術保護機能。

すなわち、「同法準則は、裁判所が新たな技術が争点になっている場合に二次的責任の認定を巧みに困難なものにしている。そこで確立されたのは、当該製品の使用目的がほぼ排他的に著作権侵害となる場合を除き（もしくはわれわれがここで述べるように、かれらが侵害行為を積極的に誘わない限り）、二次的使用の可能な技術の提供者（自分自身は著作権者の承諾を得ない複製行為に従事していない）に、法は著作権責任を課すことはないということである。その結果ソニー・ベータマックス事件判決は、著作権法が、情報や考

えをより広範にもしくは効率的に広めるのに役立つものを含む（恐らく特にそうしたものの）、新たな技術の出現を抑制するか、もしくはコントロールしようとするものではないことを認めている。・・・しかし、ソニー・ベータマックス事件判決の法準則は、たとえ非侵害的方法にて理論的にはディスクランブラーを用いることができるとしても、それらのものを保護することはない⁽²⁶⁾。

③ 同判決の法準則における先見性。

すなわち、「同法準則は、その適用範囲をある製品の現在における使用の静的なスナップ写真に限定することはない（それにより将来の未開発の市場を擁する技術を脅かす）。むしろ、VCRの例が明らかにしているように、製品の市場は時の経つにつれて劇的に変化をすることが可能である。そしてソニー・ベータマックス事件判決は、相当量の非侵害使用の可能性に言及することにより、その事実を認めている。同判決中の「可能である(capable)」という言葉は、そうした使用が将来起こるといふ、単に理論的ではない、いかにもありそうな可能性を言及するのであり、そうした事実は同事件判決を生々の現実につなぎ止めている」⁽²⁷⁾。

④ 同判決の法準則は、技術問題が争われている場合に裁判官が直面する制約を意識している。

すなわち、「現在または将来の技術的可能性もしくは商業的な実行可能性について、技術専門家、技術者、および新規開発事業への投資家の中で激しく意見が対立している場合、または判断基準を製品開発時か販売時とすることにより、違った答えが導き出される場合には、裁判官達は、それらの問題に回答を示す専門的な技術的能力を有していない。・・・ソニー・ベータマックス事件判決は、裁判官は必ずしも判断を下す必要はないとする」⁽²⁸⁾。

次に、「第二の、より困難な問題は、修正されたソニー・ベータマックス事件判決の法準則（もしくは厳格解釈）は、新たな技術を保

護する法の能力を著しく弱めることになるかである」⁽²⁹⁾として、プレイヤー判事は次のように述べる。

「ギンズバーグ判事のアプローチは、本件において同法準則の保護を得るために示されているものよりも、かなり多くの具体的証拠を提示することを要求しているのである。そうした証拠的要求がより重くなり、特にMGMと連邦政府が模索しているような急激な（事例ごとに比較考量する）修正の程度が増すと、同法準則が今日もたらしめている保護を削減することになるであろう、と信じている。

被告に対して、たとえば詳細な証拠、ビジネス・プラン、利潤算定、企画されている技術革新などの提出を求めることは、著作権者である原告にとっては問題を起さずに過ごすことになるのは疑いがないところである。しかし、そのことは同時に、侵害的使用を引き起こす可能性のある新技術の発明もしくは開発に伴う法的不確実性を増大することになる。開発者および企業家（ガレージ、寮、会社の研究室、もしくは株式仲介所において）は、著作権侵害行為に用いられる可能性のある一種の情報技術を開発、生産、もしくは販売する場合に、費用が掛かり幅の広い正式審理を恐れるであろう（しかも多くの場合には甘受することになる）。彼らに委ねられることは往々にして、裁判所は、後に当該製品とそのユーザーを調査して、必然的に大まかな評価であっても何時十分な証拠になるのかをどのように判断するのかであろう。彼らには、裁判所がどのようにして、侵害使用と非侵害使用とのそれぞれの価値を計り、技術革新の効用と望ましさを決定し、もしくはある製品の潜在的な将来の市場を見積もるのかを予測する手立てを何らもたないであろう。推測が外れたことによる代価は、技術的・商業的実行可能性を算定する善意の努力を伴っていたとしても、高額な制定法上の賠償額になる可能性がある（侵害された著作物ごとに、少なくとも750ドル、最高額三万ドル）⁽³⁰⁾。リス

クと不確実性が加わると、結果として技術開発に水を差すことになるであろう」⁽³¹⁾。

第三の問題点、すなわち技術開発の損失よりも著作権保護を強める方が優先するのか、について答えを示すことは困難であるとするが、結論としてはソニー・ベータマックス事件判決の修正もしくは厳格解釈は必要ではないとしている⁽³²⁾。

以上のところから、同意意見ではあるが、プレイヤー判事はソニー・ベータマックス事件判決の有する合理性を強く主張しているのであり、同判決が改めて将来においても拘束力を保持することを補強する根拠を示しているということができよう。新たな技術の開発に好意的な見解を示す裁判官であっても、ソニー・ベータマックス事件判決を前提にした議論を行っているのであり、アメリカにおける著作権保護法制は新たな視点からの改革を受けることなく、従前の仕組みを当面は大きく変更することにはならないものと思われる。

5. まとめに代えて

連邦最高裁判決は、上告人側の要求、すなわち P2P の技術そのものが違法であるとする主張を全面的に認めたものではなかったが、20 年前に判決されて以来論議の絶えないソニー・ベータマックス事件判決について、その先例としての意義を確認するものであった。連邦最高裁判所は、ソニー・ベータマックス事件においては、新たな技術開発を支持する多数意見の裁判官が 5 名であり、著作権の保護を優先する少数意見に与した裁判官が 4 名であった。本件においては、ある意味では論点が逸らされ、ファイル交換ソフト提供者がユーザーに対して当該ソフトを提供する態様に焦点が当てられ、全員一致の判決であった。このため、ソニー・ベータマックス事件判決において示された新たな技術革新と著作権の保護とのバランスをどの様にして計るのかという問題について正面から明確な回答

を与えることはならなかった。しかしながら、技術開発を進める側にとっては、本判決は十分に脅威となりうるものであることは否定できないであろう。

- (1) Metro-Goldwyn-Mayer Studios Inc., v. Grokster, Ltd., 125 S. Ct. 2764; 162 L. Ed. 2d 781; 2005 U.S. LEXIS 5212; 75 U.S.P.Q.2D (BNA) 1001; 33 Media L. Rep. 1865; 18 Fla. L. Weekly Fed. S 547. 本稿においては 2005 U.S. LEXIS 5212 に依り、Grokster III とする。
- (2) 本件第一審判決については、拙稿「インターネット上における分散型ファイル交換ソフト提供者の著作権侵害責任」桐蔭論叢第 11 号 116 頁～138 頁(2004 年 6 月)において、本件控訴審判決については、拙稿「インターネット上における分散型ファイル交換ソフト提供者の著作権侵害責任—グロクスター事件控訴審判決を中心に」桐蔭論叢第 12 号 150 頁～162 頁(2005 年 6 月)において既に検討している。本件における事実関係および関連する判例については、上記拙稿を参照。
- (3) プレイヤー判事の同意意見では次のように指摘されている。「本件における証拠からは、グロクスター型の P2P ソフトが非侵害使用に用いられる重要な意味を有する将来の市場が明らかにされている。その種のソフトは、著作物が含まれるか否かを問わず、あらゆる種類のデジタル・ファイルの交換ができるようにする。著作権を伴わない情報が交換可能な形式で蓄積される量が増すほどに、かなりの確率により合法的な P2P によるファイル交換が次第に支配的となることが推測できる。・・・そのことは、正に現実には起こっているのである。・・・インターネットと情報技術の予測可能な発展の中で当該ソフトが獲得した性質の結果として、こうしたことが絶え間なく発生しないことを示すものを、証拠において見いだすことはできない」(Grokster III at 69-71)。
- (4) Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc., 464 U.S. 417, 78 L.Ed.2d 574, 104 S.Ct. 774 (1984).
- (5) Grokster III at 48.
- (6) Id. at 10.
- (7) Id. at 18.
- (8) Id. at 19-21.

- (9) Id. at 22-23.
- (10) Id. at 41.
- (11) Id. at 41-42.
- (12) Id. at 44-47.
- (13) Id. at 49.
- (14) 下級審においては、当該ファイル交換ソフトにより実際にインターネット上において交換されるものの中には相当数の非侵害使用によるものが含まれているのであり、本件においても特許法上の汎用商品法理が適用されるとした。証拠によると10パーセントの非侵害使用の事例が報告されているとされるが、ソニー・ベータマックス事件においては、合法的使用が大多数を占めていたのに対して、グロクスター事件においては逆に著作権侵害使用に該当するものが大部分であり、合法的使用の事例は限られていた。
- (15) Grokster III at 35.
- (16) Id. at 31-32.
- (17) Id. at 35-36.
- (18) Id. at 55.
- (19) Id. at 68.
- (20) ソニー・ベータマックス事件判決により当該ソフトが法的保護の対象になるか否かの判断を行うための、新たな判断基準が提示されている。すなわち、著作権侵害責任を問うためには、同プログラムの配布者が著作権侵害使用の広告をしたか、またはそのように使用するよう誘ったかを立証する必要があり、こうした意思が立証された場合には寄与的な側面が関連性を有することになるとする。
- 上告人側の主張では、被告がファイル交換ネットワークから著作権の付されたものを篩にかけるプロトコルを組み込むことを拒否したのは、著作権侵害を促進する意思をなすものであるとする。
- スーター裁判官は、この説を次のように批判している。
- 「意思に関する他の証拠が存在しない場合、その他のところでは当該製品が実質的に非侵害使用の可能性がある場合に、侵害行為を阻止する積極的な手段を取らないことのみ基礎を置いて、裁判所が著作権の寄与侵害を認定することはできないであろう。そのように判示することは、ソニー・ベータマックス事件判決の避難港に近接し過ぎることになる」。Id. at 46 note 12.
- (21) Supreme Court Oral Argument at 12-13.
- (22) Id. at 14.
- (23) Grokster III at 71-72.
- (24) Id. at 74.
- (25) Id. at 74-75.
- (26) Id. at 75-76.
- (27) Id. at 76.
- (28) Id. at 77-78.
- (29) Id. at 78.
- (30) 17 U. S. C. § 504(c)(1)
- (31) Grokster III at 78-79.
- (32) Id. at 80-89.